

飯能市建設工事総合評価審査委員会運営要領

(平成21年3月31日決裁)

1 趣旨

この要領は、飯能市建設工事総合評価審査委員会条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、飯能市建設工事総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に必要な事項を定めるものとする。

2 委員会の委員

- (1) 建設会社の顧問等特定の建設会社と自己又は3親等以内の親族の利害関係のある者及び市・県職員であった者は、委員会の委員に任命しない。
- (2) 任期中に特定の建設会社と自己又は3親等以内の親族の利害関係のある者となる場合には、速やかに委員の改任を行う。

3 会議

- (1) 委員会は以下の事項を審査又は検討し、その結果を飯能市建設工事請負指名業者資格審査会の会長に報告するものとする。
 - ア 対象工事案件の総合評価落札方式に対する適格性の審査
 - イ 評価基準案（特別簡易型、簡易型及び標準型の各配点、評価方法、簡易型の施工計画の提案内容及び標準型の技術提案の内容等）の妥当性の審査
- (2) 入札参加者から提出された簡易型の施工計画の提案内容評価案及び標準型の技術提案の内容評価案の妥当性についての審査
- (3) その他委員長が必要と認めた事項

4 会議方法

- (1) 対象工事案件、評価の型式、簡易型の施工計画の提案内容及び標準型の技術提案の内容については、発注する工事担当課長から説明を行う。
- (2) 特別簡易型、簡易型及び標準型の評価項目、評価基準及び配点については、契約検査課長が説明を行う。
- (3) 入札参加者から提出された簡易型の施工計画の提案内容評価案及び標準型の技術提案の内容評価案については、あらかじめ技術審査会に諮り発注する担当課長から説明を行う。

(4) 緊急を要する場合で委員長が会議を招集する時間的余裕がないときは、文書による委員の合議により、委員会の会議の決定に代えることができる。

5 再説明請求

(1) 入札者より再説明請求があった場合は、速やかに委員長が召集し会議を開く。

(2) 前号の再説明請求会議については、申立者及び発注者からの書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議する。

(3) 委員会は、市長から再説明請求に係る審議の依頼を受けたときは、おおむね50日以内に意見書を作成し市長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。